

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和4年(2022年)



## 目 次

議案第 4 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 5 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 6 号	工事請負契約の変更について……………	13
議案第 7 号	指定管理者の指定について……………	18
議案第 8 号	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
議案第 9 号	鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部を改正する条例 の制定について……………	22
議案第 10 号	令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）……………	24
議案第 11 号	令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	28



議案第 4 号

市道路線の廃止について

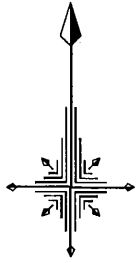
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 4 年（2022年）6 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

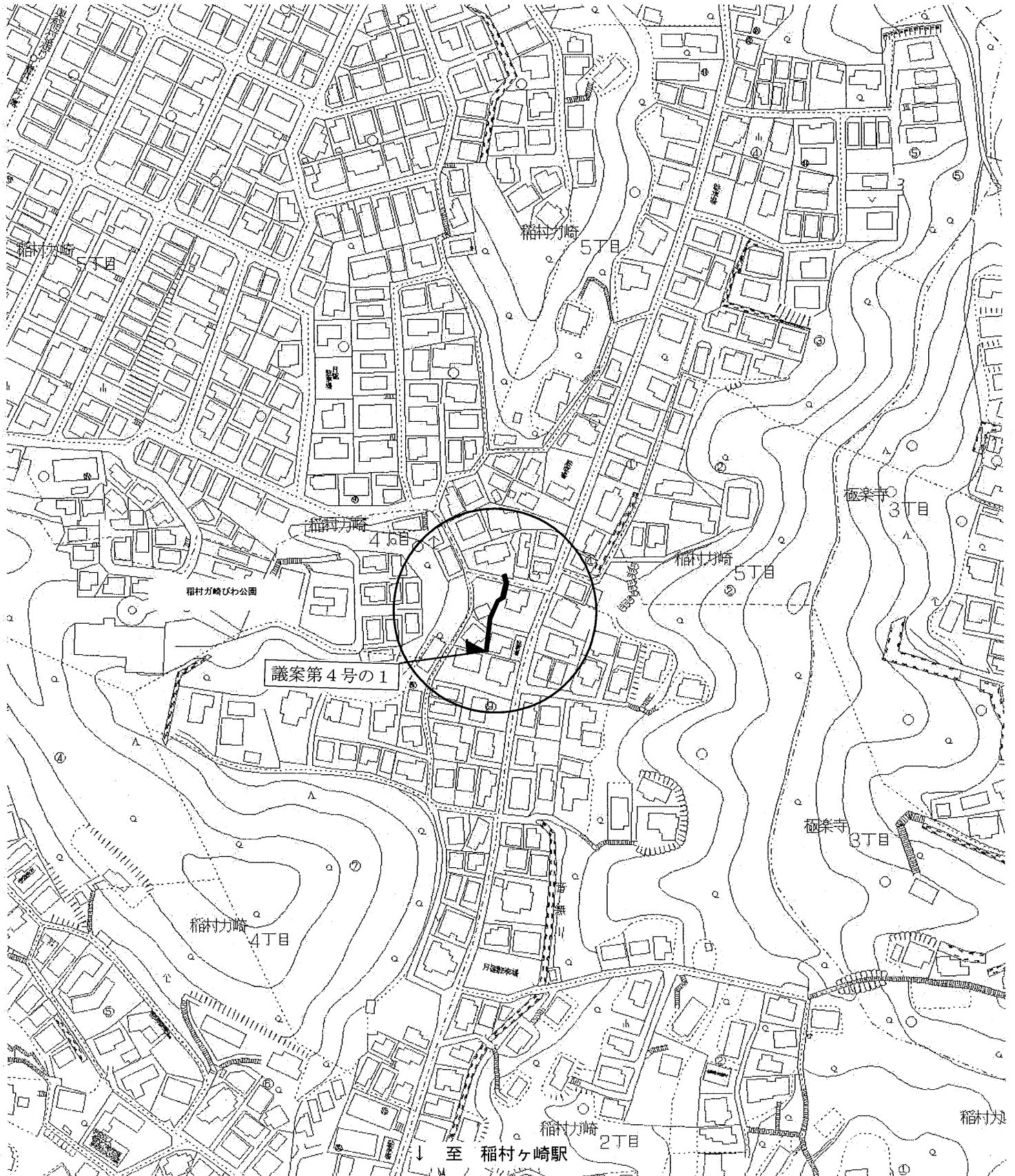
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	稲村ガ崎 四 丁 目	663番2	稲村ガ崎 四 丁 目	664番1	1.60～ 1.87	38.95	69.87	1

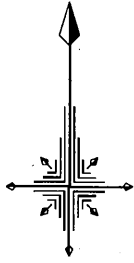


凡例  廃止箇所

# 案内図

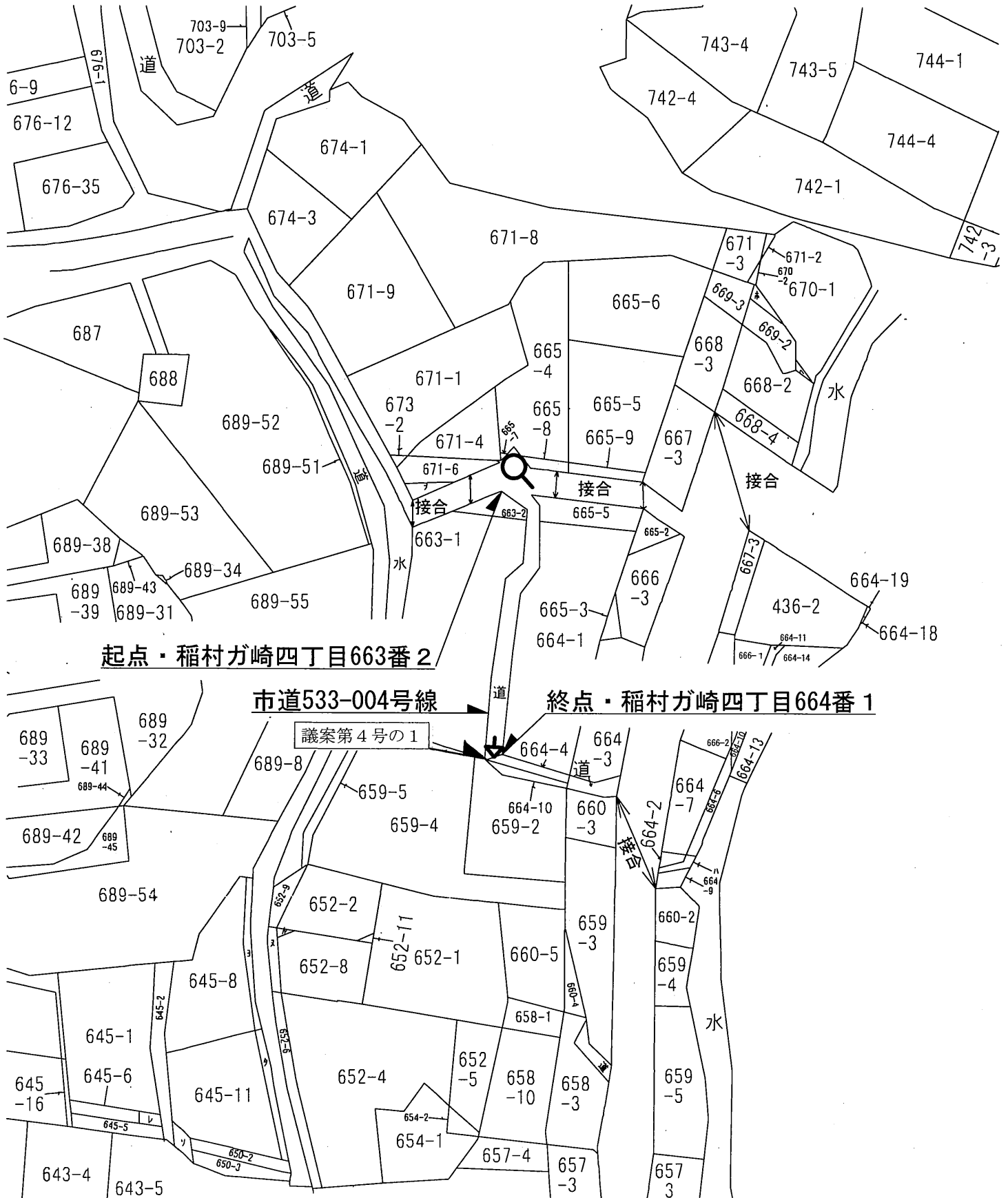
図面番号 1





# 公図写

図面番号 1



議案第 5 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

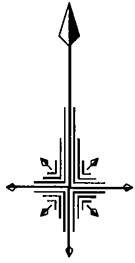
令和4年（2022年）6月8日提出

鎌倉市長 松尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	鎌倉山 二丁目	1585番14	鎌倉山 二丁目	1585番1	5.00～16.13	38.68	247.35	1
2	岡本 一丁目	3番1	岡本 一丁目	3番3	4.50～8.98	69.25	377.77	2

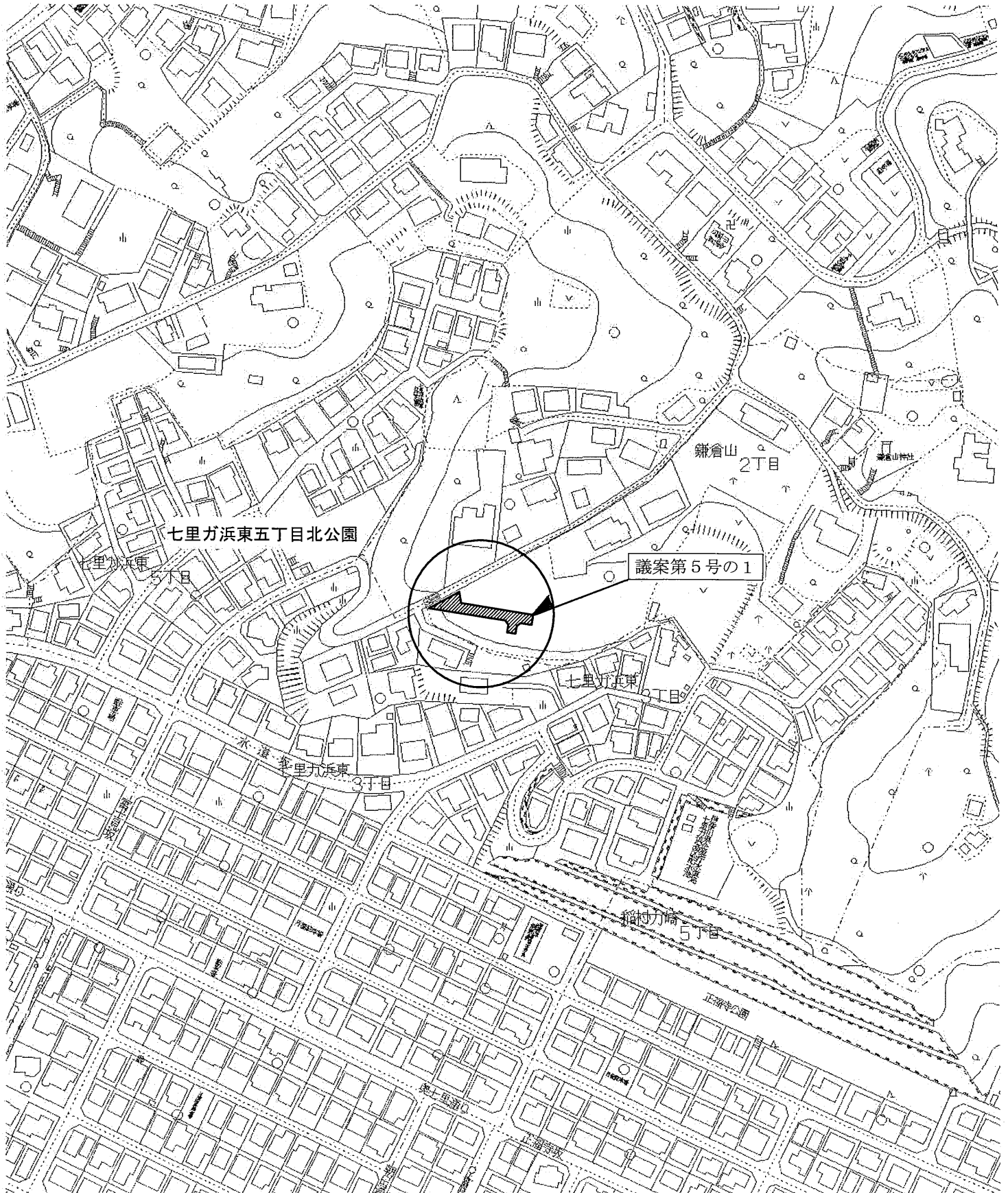


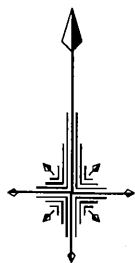


凡例  認定箇所

# 案内図

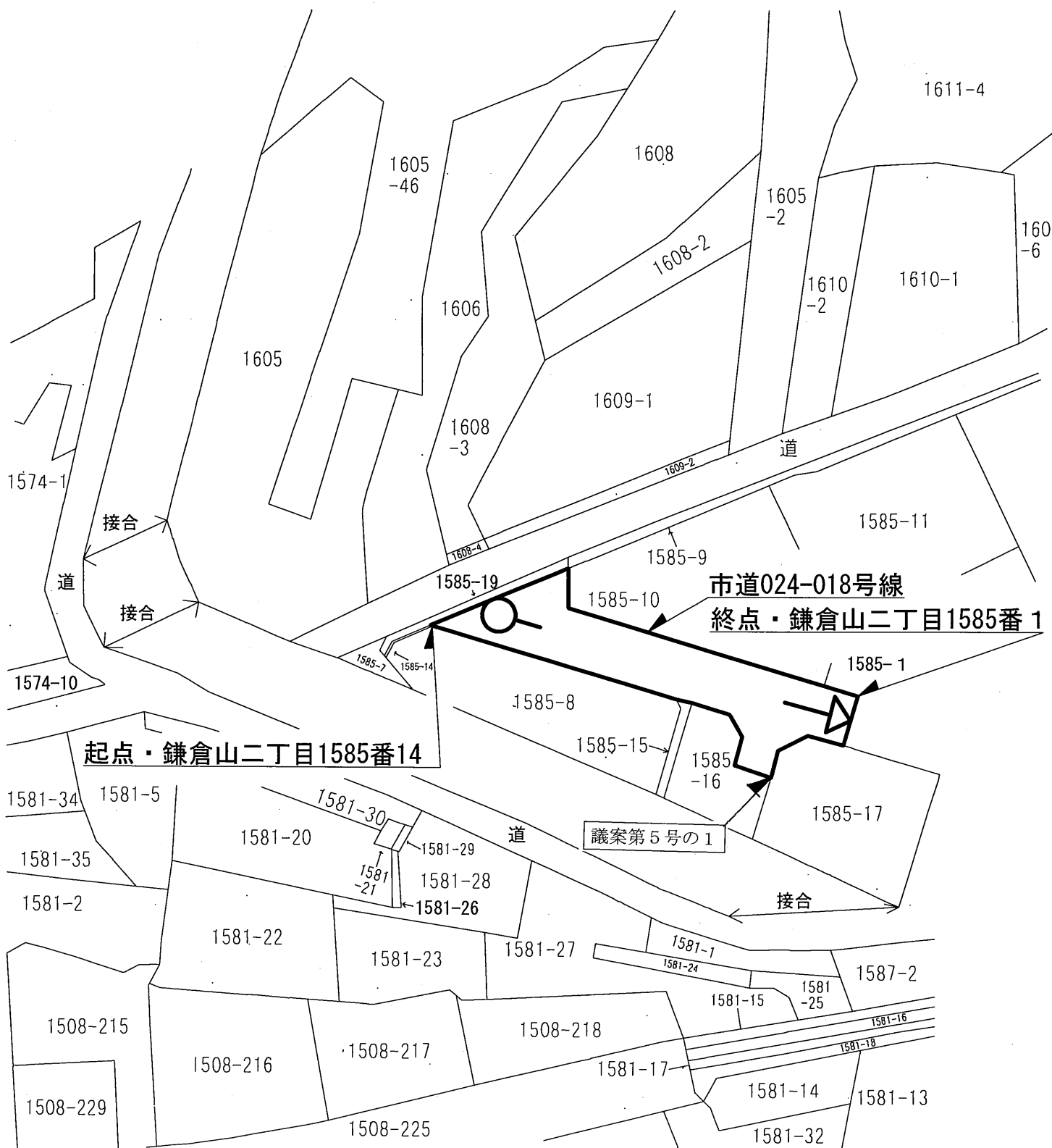
図面番号 1

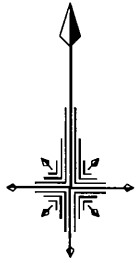




# 公図写

図面番号 1

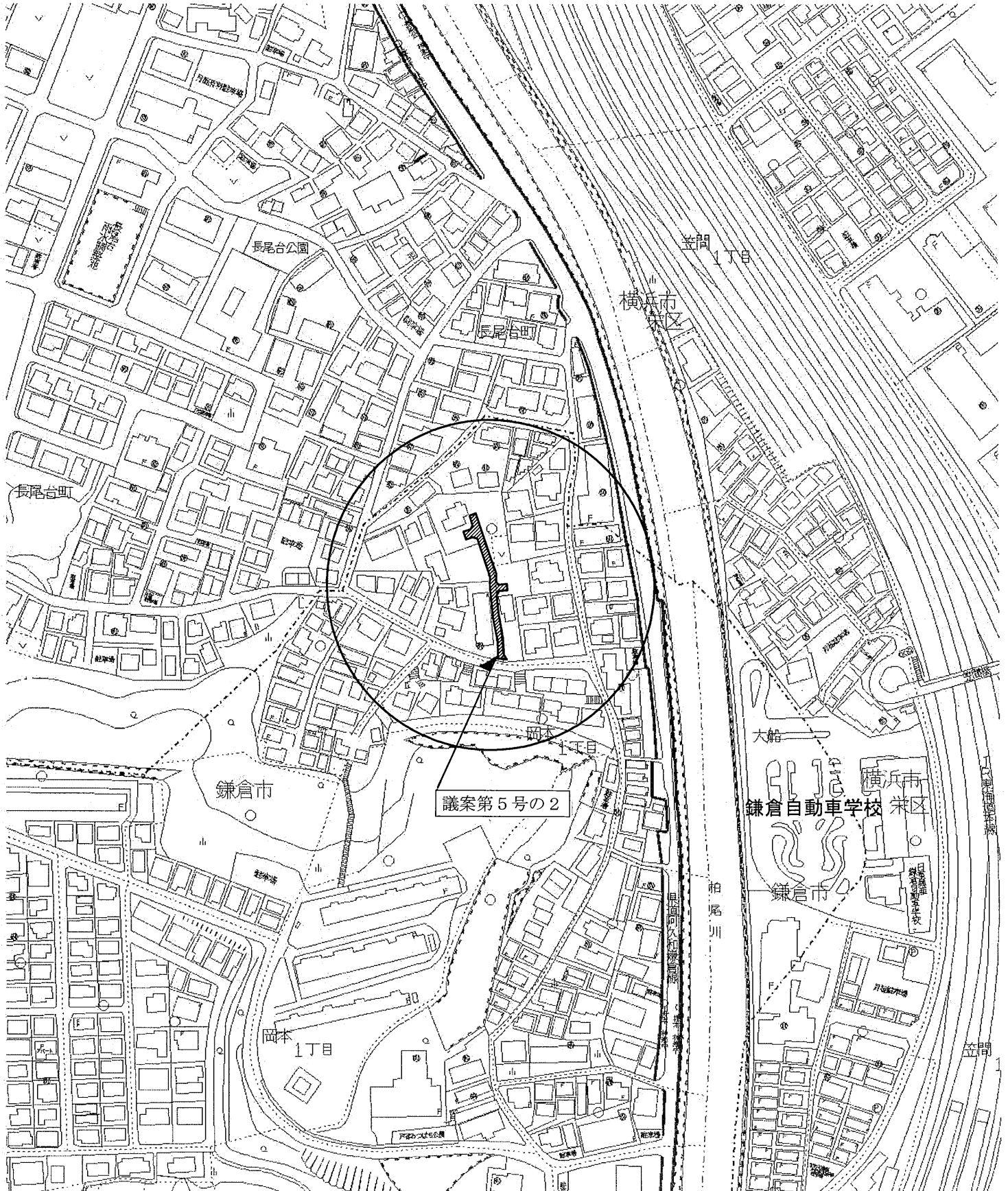


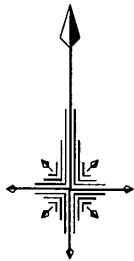


凡例  認定箇所

# 案内図

図面番号 2





# 公図写

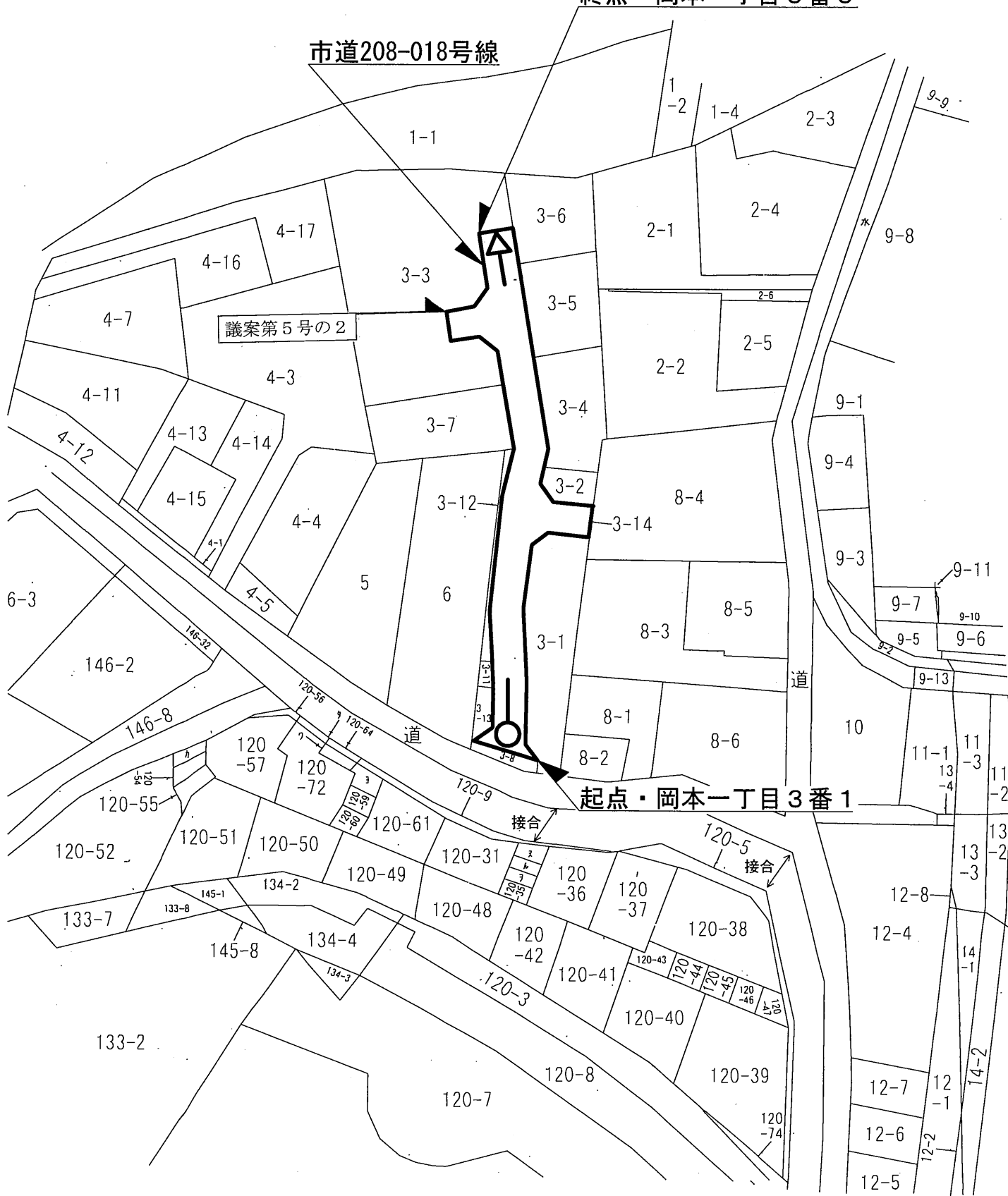
## 図面番号 2

終点・岡本一丁目 3 番 3

市道208-018号線

議案第 5 号の 2

起点・岡本一丁目 3 番 1



議案第 6 号

工事請負契約の変更について

さきに、令和3年12月定例会議案第42号をもって議決された史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事について、次のとおり変更するものとする。

令和4年（2022年）6月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額  | 207,240,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 11,749,100円  |
| (3) 変更後の契約金額 | 218,989,100円 |

「参 考」

## 工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事										
工 事 場 所	鎌倉市大町三丁目1425番 外										
請 負 代 金 額	■増額		¥	1	1	7	4	9	1	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	0	6	8	1	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

令和3年12月17日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

令和4年（2022年）5月20日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号  
鎌倉土建株式会社  
代表取締役 菅尾 成彦 ㊟

「参考」  
 (原契約書)

## 工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事											
工 事 場 所	鎌倉市大町三丁目1425番 外											
請 負 代 金 額	¥	2	0	7	2	4	0	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	8	8	4	0	0	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。        この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。        ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。        この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「鎌倉土建株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。  
 この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

令和3年（2021年）11月19日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
 鎌倉市  
 市長 松尾 崇 ⑩

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号  
 鎌倉土建株式会社  
 代表取締役 菅尾 成彦 ⑩

「参 考」

## 議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1146 号  
令和 3 年 (2021 年) 12 月 21 日

鎌倉土建株式会社  
代表取締役 菅尾 成彦 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事 (仮契約締結日 令和 3 年 (2021 年) 11 月 19 日)
議 決 年 月 日	令和 3 年 (2021 年) 12 月 17 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	令和 3 年 (2021 年) 12 月 17 日
工 期	令和 3 年 (2021 年) 12 月 17 日から 令和 5 年 (2023 年) 2 月 6 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ¥ 2 0 7, 2 4 0, 0 0 0 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市大町三丁目 1425 番 外
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び別表 2 は、別添のとおりとします。



別表1 (第40条関係)

支払限度額	
令和3年度	50,000,000円
令和4年度	157,240,000円

別表2 (第40条関係)

出来高予定額	
令和3年度	50,000,000円
令和4年度	157,240,000円

議案第 7 号

指定管理者の指定について

鎌倉市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和4年（2022年）6月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉生涯学習センター

腰越学習センター

深沢学習センター

大船学習センター

玉縄学習センター

玉縄学習センター分室

2 指定管理者となる団体

横浜市西区北幸二丁目9番14号

鎌倉CITYパートナーズ

代表団体 相鉄企業株式会社

代表取締役 佐 武 宏

3 指定の期間

令和4年（2022年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

議案第 8 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正  
する条例の制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 6 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市下水道事業運営審議会の答申に基づく下水道使用料の改定及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(排水設備等の計画の確認)」に改め、同条第1項中「排水設備の新設等」を「排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等」に、「排水設備の設置」を「排水設備等の設置」に改め、同条第2項中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第5条の見出し中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第1項中「排水設備の新設等の設計及び工事」を「排水設備等の新設等の設計及び工事（次に掲げるものを除く。）」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める設計及び工事
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の設計及び工事
- (3) 本市が行う設計及び工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める軽微な設計及び工事

第6条（見出しを含む。）中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第8条の2第3項中「当該接続工事着手前に」を削る。

第12条第1項中「汚水量に応じ」を「汚水の区分及び汚水量に応じ」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	使用料			
	基本使用料		従量使用料	
一般汚水	1月当たりの汚水量	金額	1月当たりの汚水量	金額（1立方メートルにつき）
	8立方メートルまでの分	930円	8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	127円
			15立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	137円
			20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	149円
			30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	165円
			50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	186円
			100立方メートルを	243円

		超え、300立方メートルまでの分	
		300立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	302円
		1,000立方メートルを超える分	364円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1立方メートルにつき	5円	

第51条第1号中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第5条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

(3) 第6条、第8条の2又は第11条の規定による届出を怠つた者

第51条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 第45条に規定する資料の提出を拒み、又は怠り、若しくは故意に事実と反する記載事項により提出した者

(7) 第46条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸をした者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条（見出しを含む。）の改正規定、第5条（見出しを含む。）の改正規定、第6条（見出しを含む。）の改正規定及び第8条の2第3項の改正規定は公布の日から、第51条の改正規定及び付則第3項の規定は令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和4年10月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 9 号

鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）6 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の全部改正に伴う引用条項等の整備を行うものである。

鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部を改正する条例

鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例（昭和28年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和41年10月条例第24号」を「平成13年7月条例第1号」に改める。

第5条中「鎌倉市消防団員等公務災害補償条例第15条」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条」に改める。

別表備考中「鎌倉市消防団員等公務災害補償条例別表第3」を「政令第6条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

令和 4 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,722 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,676,762 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年（2022 年）6 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	1,193,477	△24,050	1,169,427
	5 使用料	423,732	△24,050	399,682
75	繰入金	4,169,976	169,219	4,339,195
	5 基金繰入金	4,049,666	169,219	4,218,885
85	諸収入	1,242,352	6,553	1,248,905
	25 雑入	830,201	6,553	836,754
	歳 入 合 計	68,525,040	151,722	68,676,762

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	27,567,201	3,408	27,570,609
	5 社会福祉費	13,665,265	3,300	13,668,565
	10 児童福祉費	11,733,994	108	11,734,102
20	衛生費	6,662,732	957	6,663,689
	5 保健衛生費	2,497,477	957	2,498,434
55	教育費	9,143,563	147,357	9,290,920
	5 教育総務費	2,328,036	87,782	2,415,818
	20 社会教育費	1,890,712	59,575	1,950,287
	歳 出 合 計	68,525,040	151,722	68,676,762

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
フラワーセンター用地賃借料 (令和4年度改定分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 210
生涯学習センター 管理運営事業費	令和5年度から 令和9年度まで	839,092

議案第 11 号

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	6,953,251千円	10,780千円	6,964,031千円
第 1 項 営業費用	6,365,631千円	10,780千円	6,376,411千円

令和 4 年（2022年）6 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇